

○第 274 回動物用医薬品専門調査会議事概要メモ（非公開）

日時：令和 6 年 10 月 3 日（木） 14：00～16：58

**議事概要**

**（１）動物用医薬品（プラレトリン）に係る食品健康影響評価について**

審議の結果、プラレトリンの許容一日摂取量（ADI）を 0.025 mg/kg 体重/日（*d・d*-T80-プラレトリンとして）とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

**（２）農薬・動物用医薬品（ピペロニルブトキシド）に係る食品健康影響評価について**

審議の結果、継続審議となった。

**\* プラレトリン：**

合成ピレスロイドで、ナトリウムチャンネルを作用点として殺虫活性を示す化合物です。

**\* ピペロニルブトキシド：**

ピペリン酸の誘導体であり、昆虫の薬物代謝酵素を阻害することで、薬物代謝が抑制されることにより、殺虫剤の効力を増強させる化合物です。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。